入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年10月17日

支出負担行為担当官

中国地方整備局副局長　水谷　　誠

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34

○第６号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　水島港玉島地区岸壁（－12m）築造工事（その４）（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　岡山県倉敷市玉島乙島地先

⑷　工事内容　基礎工　１式
本体工（ジャケット式）１式
付属工　１式
雑工　１式
なお、詳細は入札説明書を参照すること。

⑸　工期　契約締結日から平成31年１月18日までとする。

⑹　本工事においては、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）及び技術提案書等の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑺　本工事は、入札時に「鋼管杭の打込み時における施工上の工夫に関する技術提案」及び「所定の期間内にジャケットの製作・輸送・据付を効率的且つ確実に完了するための施工上の工夫に関する技術提案」を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式「技術提案評価型Ｓ型」の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるか否かを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑽　本工事の入札において、低入札調査基準価格を下回る金額で持って応札が行われた場合は、不当廉売の疑いがあるものとして公正取引委員会に報告することがある。

⑾　本工事は、当局が設定する調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳が当局が定めた基準を満たさないもの等に対して特別重点調査を実施する工事である。（入札説明書参照）

⑿　本工事は、申請書、確認資料及び技術提案書等を提出した者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。

2　競争参加資格

本工事の一般競争入札に参加するためには⑴から⑿に示す要件をすべて満たさなければならない。

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体、経常建設共同企業体又は単体有資格業者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾土木工事に係る平成29・30年度一般競争参加資格の決定を開札の時までに受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者、単体有資格業者又は経常建設共同企業体にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）に係る港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,150点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾土木工事における客観点数が、1,150点以上の者であること。）。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、950点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾土木工事における客観点数が、950点以上の者であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑶の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸①　特定建設工事共同企業体の代表者、単体有資格業者又は経常建設共同企業体の全ての構成員にあっては、平成14年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次のイ）及びロ）の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、イ）とロ）は同一工事でなくてもよい。

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

イ）300ｔ／基以上のジャケット式海洋構造物を製作し作業船を使用して据付を行った工事。

ロ）作業船を使用した杭径1,000㎜以上、杭長30m以上の鋼管杭又は鋼管矢板を打設した工事。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成14年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次のハ）又はニ）の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

ハ）150ｔ／基以上のジャケット式海洋構造物を製作し作業船を使用して据付を行った工事。

ニ）作業船を使用した杭径500㎜以上、杭長15m以上の鋼管杭又は鋼管矢板を打設した工事。

③　①及び②において当該施工実績が全地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局の発注した工事（いずれも港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、工事成績評点表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

⑹　工事全般の工程計画表（以下「工程計画」という。）が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体代表者、単体有資格業者又は経常建設共同企業体のすべての構成員にあっては、平成14年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次のイ）及びロ）の同種工事に監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、イ）とロ）は同一工事でなくてもよい。

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

イ）ジャケット式海洋構造物又は重量300ｔ以上の海洋構造物を製作し、作業船を使用して据付を行った工事。（製作工事と据付工事は同一工事でなくてもよい。）

ロ）作業船を使用した杭径1,000㎜以上、杭長30m以上の鋼管杭又は鋼管矢板を打設した工事。